

店頭 FX 取引に係るリスク情報に関する開示

店頭 FX 取引を行う金融商品取引業者は、金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 1 項第 28 号の 2 の規定に基づき、特定通貨関連店頭デリバティブ取引（店頭 FX 取引）に係る下記リスク情報を開示することが義務付けられております。

計測日時	未カバー率 ^{*1}	カバー取引の状況 ^{*2}		平均証拠金率 ^{*3}
		格付	割合	
2026 年 1 月 30 日	0%	格付なし	100%	53.0%

*1：カバーされていないポジションは、為替相場の変動の影響を直接受けることになります。

【計算式】 $(\text{未カバーポジション (注)} / |\text{お客様の買い建玉} - \text{お客様の売り建玉}|) \times 100$

(注) お客様の建玉のうち、お客様の建玉同士で売り買いが対当しておらず、かつ、カバーされていないお客様の建玉です。

*2：カバー取引先が破綻した場合には、再構築コスト等が発生することになります。

【計算式】 $(\text{カバー取引先における買建玉と売建玉の合計} / \text{全カバー取引先における買建玉と売建玉の合計}) \times 100$

*3：証拠金率が低い場合には、お客様の未収金リスクが大きくなります。

【計算式】 $\text{実預託額} / (\text{お客様の買い建玉} + \text{お客様の売り建玉}) \times 100$